

文 章 編 資 料

1 生活保護法の改正について

(1) 生活保護法の改正の概要について

生活保護制度については、昭和 25 年の改正により現在の制度となって以来 60 年以上の間、抜本的な見直しが行われておらず、

- ・ 生活保護受給世帯が過去最高を更新し、その後も増加傾向にあること
- ・ 高齢者世帯とともに失業等による生活困窮世帯（その他の世帯）の割合も増加していること
- ・ 医療扶助が生活保護費の約半分を占めていること
- ・ 一部の限られた事案であるが、不正受給事件が依然として起きていること

など、様々な課題が指摘されていたところである。

こうした課題に対応するため、今回の生活保護法の改正については、「社会保障審議会生活困窮者の支援の在り方に関する特別部会報告書」（平成 25 年 1 月 25 日）等を踏まえ、支援を必要とする人に確実に保護を行うという生活保護制度の基本的な考え方は維持しつつ、就労・自立支援の強化、不正受給への厳正な対処、医療扶助の適正化などに資する内容を中心に行うものである。

生活保護法の一部を改正する法律については、平成 25 年 5 月に第 183 回国会（常会）へ提出したが、審議未了・廃案となり、その後、所要の修正を加えた上で、同年 10 月に第 185 回国会（臨時会）へ再度提出し、12 月 6 日に成立したところである。

改正法の施行に伴う政省令については、平成 26 年 4 月 18 日に公布されたところであり、関係通知等についても、その後発出しているもので、ご留意願いたい。

なお、生活保護法（以下「法」という。）第 29 条に基づく調査に対する官公署等の回答義務の対象となる情報を定める省令については、現在関係省庁と調整中であり、追って速やかに公布する予定であり、関係通知についても合わせて発出することとしているので、ご了知願いたい。

(2) 保護開始申請と扶養義務の取扱いについて

今般の法改正の内容のうち以下のア及びイに掲げる事項については、特に留意いただきたいと考えているのでよろしく願います。

ア 保護の申請手続の法定化について

今般の法第 24 条の改正において、保護の開始を申請する者は、特別の事情があるときを除いて、必要な事項を記載した申請書を提出しなければならない旨の規定(第 1 項)を法律上設けているが、こうした規定を設けることにしたのは、法第 29 条による関係先調査を法律に基づいて実施するのであれば、申請に際してもあらかじめ保護の決定に必要となる事項を法律上明確にする必要があるとの考えにより法制上の整合性を図るためである。

なお、速やかかつ正確な保護の決定のためには、できる限り早期に要否の判定に必要となる資料を提出していただくことが望ましいが、書面等の提出は申請から保護決定までの間でも構わないというこれまでの取扱いには法改正後においても変更はない。

現在でも省令上申請は書面を提出して行うこととされており、申請していただく事項や申請の様式も含め、現行の運用の取扱いを法改正により変更するものではない。また、資産や収入の状況についても従来から提出を求めているところであり、今回の改正で新たな資料の提出を求める事項はない。

現在、事務連絡に基づき事情がある方に認められている口頭申請についても、その運用を変えることはなく、従来同様に認めることにし、通知において、申請者が申請書及び同意書の書面での提出が困難である場合には、申請者の口頭によって必要事項に関する陳述を聴取し、書面に記載したうえで、その内容を本人に説明し署名捺印を求めるなど、申請があったことを明らかにするための対応を行うことと明記した。

なお、保護申請の意思が確認された者に対しては、速やかに保護申請書を交付するとともに、申請手続についての助言を行うことや、保護の申請書類が整っていないことをもって申請を受け付けないということのないよう、法律上認められた保護の申請権を侵害しないことはもとより、侵害していると疑われるような行為自体も厳に慎むべきであることについては、法改正後も何ら変わるものではないので、ご了承ください。

さらに、従前より「生活保護法施行事務監査の実施について」（平成 12 年 10 月 25 日付け社援第 2393 号厚生省社会・援護局長通知）において、法第 23 条第 1 項に基づく生活保護法施行事務監査実施要綱を定め、都道府県及び指定都市が監査を実施する際には、福祉事務所が要保護者に対して、①保護申請の意思を確認している

か、②申請の意思が表明された者に対しては、事前に関係書類の提出を求めることなく、申請書を交付しているか等を確認し、不適切な事例があった場合には是正改善指導を行うこととしているところである。

今後とも上記趣旨を踏まえ、面接相談時における適切な対応の事務処理について、引き続き福祉事務所に対し必要な指導を行うとともに、法改正後においても適切な窓口対応が行われるよう徹底していただきたい。

イ 扶養義務者への通知及び報告徴収について

生活保護制度では、扶養義務者からの扶養は、受給する要件（前提）とはされていない。この考え方は、扶養義務者が扶養しないことを理由に、生活保護の支給を行わないとした場合には、本人以外の事情によって、本人の生活が立ちゆかなくなることも十分に考えられることによるものである。

一方で、本人と扶養義務者の関係において考慮が必要な特段の事情がない場合であって、扶養が明らかに可能と思われるにもかかわらず、扶養を拒否しているといったケースは、国民の生活保護制度に対する信頼を損なうことになりかねず、適当ではないと考えている。

今般の法改正において保護開始に当たっての扶養義務者への通知の規定（改正法第24条第8項）を創設した趣旨は、保護開始後に、扶養義務者に対する報告徴収（改正法第28条第2項）があり得ることや、家庭裁判所の審判等を経た費用徴収があり得ることなどから、あくまで法制上の整理として、その対象となり得る扶養義務者に対して、事前に親族が保護を受けることを知っておくことが適当との法制的な観点から規定したものであり、扶養は保護の要件ではなく、保護に優先するという考え方を定めるものではない。

扶養の照会は現在でも行っているが、この通知及び報告徴収の対象とするのは、明らかに扶養義務を履行することが可能と認められる扶養義務者が民法（明治29年法律第89号）の規定による扶養義務を履行しておらず、かつ、①福祉事務所が当該扶養義務者に対して家庭裁判所の審判等を経た費用徴収を行うこととなる蓋然性が高いと認めた場合、②福祉事務所が、要保護者がDV被害者でないと認めた場合、③①②のほか、福祉事務所が通知や報告徴収を行うことにより、要保護者の自立に重大な支障を及ぼすおそれがないと認めた場合のいずれにも該当する場合に限ることとし、今般公布した厚生労働省令にその旨を明記した。さらに、通知で参考とす

べき考え方を示したところであり、①定期的に会っているなど交際状況が良好であること、②扶養義務者の勤務先等から当該生活保護受給者にかかる扶養手当を受け、さらに税法上の扶養控除を受けていること、③高額な収入を得ているなど十分な資力があることが明らかであること等を福祉事務所が総合的に勘案し、適当と判断される場合が該当すると考えているので、ご了解いただきたい。

他方、先般、福祉事務所が使用している現行の扶養照会書等の中に、生活保護において扶養義務の履行が保護を受けるための要件であると誤認させるおそれのある表現がされている事案が判明した。本事案は、生活保護の業務実施のためにシステム業者が開発したシステムにおいて、当該文言が標準様式として搭載されており、かつ当該様式に不適切な文言が使用されているにもかかわらず、十分に確認することなく使用していたことが原因であったところである。

本事案については、「生活保護法第4条第2項の扶養義務者の扶養の可否を確認するために使用する扶養照会書等について」（平成25年11月8日付け事務連絡）を全国の自治体に送付し、扶養照会書等について確認し、必要な対応を行っていただくよう依頼したところである。このことについては、「生活保護法第4条第2項の扶養義務者の扶養の可否を確認するために使用する扶養照会書等の対応状況について」（平成25年11月14日付け事務連絡）により全国調査を実施するとともに、調査時点で改善していない自治体についても調査後の状況を確認し、すでに全ての自治体で、改善した扶養照会書を別に作成するなど、適切な対応が取られていることを確認したところである。

今般の事案を踏まえて、システムの契約における参考とするとともに、福祉事務所が使用している各種様式等についても、福祉事務所が責任を持って不適切な表現をしないよう徹底されたい。

2 切れ目のない就労・自立支援策とインセンティブ強化について

(1) 早期の集中的な就労・自立支援について

自立に向けた支援については、自立支援プログラムにより、就労による経済的自立のみならず、身体や精神の健康を回復・維持し、自分で自分の健康・生活管理を行うなど日常生活における自立や、社会的なつながりを回復・維持し、地域社会の一員として充実した生活を送ることを目指すプログラムを幅広く用意し、生活保護受給者の抱える多様な課題に対応していただいているところである。

また、就労可能な生活保護受給者に対しては、経済的自立に向け、就労支援員等による支援により、きめ細かな支援を行っていただいているところである。

しかしながら、近年、生活保護受給者の増加傾向が続く中で、厳しい雇用状況等から、特に稼働能力を有すると考えられる「その他世帯」の割合が大きく増加している現状において、働くことのできる方に対しては、その能力を活用していただき、就労できるよう積極的に支援し、保護から脱却していただくことが重要となっている。

就職できないという状況が長く続くと、就労による自立が困難となってくる傾向があることから、昨年度より運用を見直し、保護からの早期脱却を目指し、保護開始直後から脱却に至るまで集中的かつ切れ目のない支援を行うことにより、生活保護受給者の就労による自立を促進することとしたところである。

具体的には、

- ・ 就労自立が見込まれる方については、原則6か月以内に就職することを目指し、本人の納得を得た集中的な支援を実施することを明確化
- ・ 本人の希望を尊重した支援を行っても就労の目途が立たない場合には、本人の意思を尊重しつつ、職種や就労場所等を広げた支援
- ・ それまでの求職活動を通じて、直ちに保護脱却が可能な就労が困難と見込まれる者については、本人の意思を尊重しつつ、短時間・低額でも一旦就労に向けて支援する方針の明確化
- ・ 自ら積極的に就職活動に取り組んでいる場合に、月額5,000円を支給する就労活動促進費の創設
- ・ 勤労控除の全額控除となる額の引上げや控除率の見直し

などを行ったところであり、引き続き、早期の就労による自立に向けて、積極的に支

援を進めていただきたい。

なお、就労による自立を促進するに当たっては、就労後に職場に定着していただくことが重要となる。そのため、こうした支援を行う際に、本人の状況をかえりみずに、本人の納得を得ず就労を求めることは、就労先に定着し、自立できるよう促すという就労支援の本来の目的からすると適当ではないことから、本人の意思を尊重した就労支援を行っていただくことを願います。

(2) 就労自立給付金の創設について

就労自立給付金（以下「給付金」という。）については、生活保護を脱却すると、これまで負担のなかった税や社会保険料等の負担が生じるため、脱却直後の生活に不安を感じ、保護脱却をためらう生活保護受給者もいることから、脱却後に生じる税等の負担増を緩和し、保護脱却のインセンティブとするとともに、安定的に就労して生活を維持し、再度生活保護に至ることなく着実に自立していただくことを目的に創設したものである。

福祉事務所におかれては、給付金の周知に努め、就労による保護脱却に向けた支援をお願いしたい。特に、「就労可能な被保護者の就労・自立支援の基本方針について」（平成25年5月16日付け社援発0516第18号厚生労働省社会・援護局長通知）に基づき、同方針に基づく支援が効果的と思われる者に対しては、保護脱却に至るまで切れ目なく集中的な支援を行い、生活保護受給者の就労による自立を促すこととしており、自立活動確認書を作成する場合など生活保護受給者との面談の機会をとらえて、求職活動を促す就労活動促進費の活用等、就労に向けた切れ目のない支援や給付金の支給を受けられる仕組みについても十分に説明を行い、早期の保護脱却が図られるよう支援をお願いする。

なお、支援に当たっては、本人の意思を尊重した就労支援を行い、給付金の支給が可能であることをもって保護からの脱却を強制することがないようご留意願いたい。

(3) 被保護者就労支援事業の創設について

生活困窮者自立支援法の施行に際しては、生活保護受給者も含めた生活困窮者に対して支援策を構築していく必要があるが、法制的な整理として、

- ・ 生活保護受給者を除く生活困窮者については、生活困窮者自立支援法で対応し、

- ・ 生活保護受給者については、生活保護法で対応することを基本としている。

被保護者就労支援事業は、生活保護受給者に対する就労支援の重要性に鑑み、就労支援に関する生活保護受給者からの相談に応じ、必要な情報提供及び助言を行うことを法律上明確に位置づけ、生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業に相当する支援が行えるよう制度化したものである。

なお、事業内容については、生活困窮者自立促進支援モデル事業の検証や現在行われているケースワーカーや就労支援員による就労支援の状況等を踏まえ、今後詳細について検討することとしている。

また、当該事業については、生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業に相当する支援を行うことを想定していることから、国の費用負担についても同様の 3/4 負担としているところである。

(4) 生活保護受給者等就労自立促進事業について

生活保護受給者等就労自立促進事業は、ハローワークと福祉事務所との協定等に基づく連携を基盤に、福祉事務所へのハローワークの常設窓口の設置や定期的な巡回相談の実施等のワンストップ型の就労支援体制を全国的に整備するとともに、早期支援の徹底及び求職活動状況の自治体との共有など、就労支援を抜本的に強化し、生活保護受給者、児童扶養手当受給者、住宅支援給付受給者のみならず、生活保護の相談・申請段階の者等も含め、支援対象者の就労による自立を促進するものである。

ハローワークでは、福祉事務所からの支援要請を受け、就労意欲が一定程度ある者について、確実に就労に結び付くよう、カウンセリングから能力や適性の再確認、履歴書・職務経歴書の作成支援、採用面接の指導、職業紹介、就職後のフォローアップまで、予約制・担当者制による一貫した就労支援が実施されている。

平成 26 年度は、福祉事務所へ設置する常設窓口を増設する等、両機関が一体となった就労支援をさらに強化することとしているので、引き続きハローワークへの支援候補者の積極的な送り出しをお願いしたい。

特に、既に常設窓口が設置されている福祉事務所におかれては、運営協議会等で設定した目標が達成されるなど、連携効果が十分発揮されるよう、常設窓口を有効活用していただくとともに、平成 26 年度に常設窓口の設置を予定している自治体におか

れては、早期に連携効果が発揮されるよう、できるだけ前倒して早期に常設窓口を開設するべく、引き続き都道府県労働局及びハローワークと調整しつつ、準備を進めていただきたい。

(5) 自立支援プログラムの策定について

自立支援プログラムは、①管内の生活保護受給世帯全体の状況を把握し、②生活保護受給者の状況や自立阻害要因を類型化し、それぞれの類型ごとに取り組むべき自立支援の具体的内容や実施手順等を定め、③これに基づき個々の生活保護受給者に必要な支援を組織的に実施することによって、生活保護受給世帯が抱える様々な問題に対処し、これを解決するための、「多様な対応」、保護の長期化を防ぐ「早期の対応」、効率的で一貫した組織的取組を推進する「システムの対応」を可能とするものである。

各福祉事務所におかれては、これまで以上に就労支援に取り組んでいただくとともに、生活保護受給世帯の子どもの健全育成に関する支援や生活保護受給者の居住の安定確保支援など、福祉事務所が抱える課題について自立支援プログラムを策定し、積極的に取り組んでいただくようお願いする。

(6) 高等学校等在学者に対する自立支援

高等学校等に就学中の者の就労収入については、基礎控除、未成年者控除のほか、高等学校等就学費の支給対象とならない経費等について、就学のために必要な最小限度の額について収入認定除外の取扱いとしているところである。

高等学校等に就学中の者の就労については、学業に支障のない範囲にとどめるよう留意する必要があるが、一方で、就労の意義の理解や社会性の向上など子どもの自立意欲の喚起につながることを期待できるものである。

このことから、今般、高等学校等に就学中の者のアルバイト等の収入について、次のいずれにも該当する場合には、当該生活保護受給者の高等学校等卒業後の就労や早期の保護脱却に資する経費に充てられることを福祉事務所が認めた場合において、これに要する必要最小限度の額を収入認定除外の取扱いが可能となるよう、実施要領等の改正を行ったところである。

ア 高等学校等卒業後の具体的な就労や早期の保護脱却に関する本人の希望や意思

が明らかであり、また、生活態度等から学業に支障がないなど、特に自立助長に効果的であると認められること。

イ 使途が次のいずれかに該当し、かつ、当該経費の内容や金額が、具体的かつ明確になっていること。

- ・ 就労に資する技能を修得する経費や自動車運転免許費用（技能修得費の給付対象となる場合を除く。）
- ・ 就労に資する資格を取得することが可能な専修学校、各種学校又は大学に就学するために必要な経費（事前に必要な入学料等に限る。）
- ・ 就労や就学に伴って、直ちに転居の必要が見込まれる場合の転居に要する費用
- ・ 国若しくは地方公共団体により行われる貸付資金又は国若しくは地方公共団体の委託事業として行われる貸付資金の償還金

ウ 当該生活保護受給者から提出のあった具体的な自立更生計画を、福祉事務所が事前に承認していること。

なお、経費の内容や金額によって、一定期間同様の認定を行う必要がある場合には、本取扱いにより生じた金銭を別に管理するなどにより明らかにしておくことや、定期的に報告を求め、当該経費が他の目的に使用されていないことを確認することとし、使用後は、認められた目的のために使用されたことを証する書類等により、使途を確認することが必要であるので留意されたい。

3 健康・生活面に着目した支援について

(1) 法第 60 条の改正について

改正前の法第 60 条においても、能力に応じて勤労に励むこと等を生活保護受給者自身の生活上の義務として定めていたが、生活保護制度の目的である就労による自立、社会的自立など、生活保護受給者のあらゆる自立助長を図る上で、何より健康状態を良好に保つことが必要であり、また、生活保護受給者が日常生活を自ら営んでいく際には、適切な金銭管理を行うことが必要であることから、生活保護受給者はこうした点についても自ら主体的に取り組むことが重要である。

このため、改正法第 60 条では、自ら、健康の保持及び増進に努め、収入、支出その他生計の状況を適切に把握することを生活保護受給者の生活上の義務として具体的に規定することとし、平成 26 年 1 月 1 日より施行しているものである。

(2) 生活保護受給者の健康管理を支援する取組について

生活保護（医療扶助）を受給している患者は、糖尿病や肝炎など重症化すると完治が難しい疾患に罹患している割合が国民健康保険等の患者に比べて高いといった特徴があるが、こうした疾患は、日常生活における健康管理を適切に行うことで改善や重症化の予防が可能なものもあり、生活保護受給者の健康面に着目した支援を行うことは重要である。また、結果として医療扶助の適正化にも資することになると考えている。

このため、改正法第 29 条において、生活保護受給者の健康状態に関する事項を調査範囲とすることで福祉事務所が生活保護受給者の健康診査結果等を入手できるようにし、また、平成 25 年度から地方交付税において福祉事務所が健康面に関して専門的に対応できる体制を強化できるように措置しているところである。これにより、福祉事務所は、法第 60 条の改正も相俟って、生活保護受給者の健康面に関する支援の強化を図ることが可能であると考えている。

福祉事務所におかれては、福祉事務所における健康面に関する支援体制を整備し、健康管理指導など生活保護受給者の健康管理の支援に向けた取組を行うようお願いする。

(3) 生活保護受給者の家計管理を支援する取組について

家計管理支援については、改正法第 60 条により、家計管理に問題が認められる生活保護受給者に対して、早期に金銭管理や家計の問題点について助言等を行うなど、家計管理への支援が容易になるものと考えている。

福祉事務所においては、例えば、必要と認めた生活保護受給者に対して、個々の状況に応じ、レシート又は領収書の保存や家計簿の作成を求める等の家計管理を支援する取組を行っていただくようお願いする。

(4) 改正法第 60 条の留意点について

改正法第 60 条の規定により福祉事務所は必要に応じて、健康管理や金銭管理に関して生活保護受給者に対し効果的に支援が行えるようになるものと考えているが、あくまで生活保護受給者が主体的に取り組んでいくことが重要であるため、本規定に定める生活上の義務を果たさないことだけをもって、保護の停廃止を行うことは想定していないことに十分ご留意いただくようお願いする。

4 不正・不適正受給対策の強化等について

公費によって全額その財源が賄われている生活保護の不正受給は、制度に対する国民の信頼を揺るがす極めて重大な問題であるため、厳正に対処することが必要である。

このことから、下記のとおり法改正をし、必要な見直しを行うこととしているが、保護の要件や、真に支援が必要な方には確実に保護を行うという生活保護制度の基本的考え方を変えるものではないことに留意願いたい。

(1) 地方自治体の調査権限の強化

法第4条第1項において、保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われるとされている。

このため、法においては、地方自治体が保護の決定又は実施のために生活に困窮する者の資産や能力などを確認するための調査権限を定めているところであるが、不正受給対策をより実効あらしめるため、今般の法改正により、次のとおり地方自治体の調査権限の強化を図るものである。

ア 要保護者の生活実態の把握や不正受給が疑われる場合の事実確認等において、要保護者から説明を求めることがあるが、現状では明確な根拠規定がないことから、法第28条を改正し、福祉事務所が保護の決定及び実施等に必要があると認めるときは、要保護者等に対し、報告を求めることができる旨規定する。

イ 法第29条の調査権限の内容については、現在、要保護者の「資産及び収入の状況」に限定されているが、要保護者に対する自立に向けた更なる就労指導、要保護者の生活実態の把握や保護費支給の適正化を確保するため、健康状態や求職活動の状況等を追加する。

ウ 法第29条の調査対象者について、例えば、現在は保護を受給していないものの、過去の保護受給期間中に不正に保護を受給していたことが、後日、明らかになった者について、保護受給中の状況を確認することが必要となった場合であっても、法第29条にはその権限が明確にはされていなかった。

このため、調査対象者について、現行の「要保護者及びその扶養義務者」に加えて、「過去に保護を受給していた者及びその扶養義務者」も追加する。

エ 法第 29 条に基づく調査を行った場合に、回答が得られないことにより、保護の決定又は実施に支障があるとの指摘もあることから、法別表第一に掲げる情報のうち要保護者及び被保護者であった者について厚生労働省令で定めるものについては、官公署等に調査に対する回答義務を設けることとしている。

(2) 不正受給に係る徴収金と保護費との調整

不実の申請その他不正な手段により保護を受けた者等があるときは、保護費を支弁した都道府県又は市町村の長は、法第 78 条の規定に基づき、その費用を、その者から徴収することができる。

都道府県又は市町村の長が、費用の徴収を行うに当たり、徴収の対象者が生活保護受給者である場合には、法第 58 条の規定に基づき、保護費の差押が禁止となっていることから、保護費の全額を支給したうえで、徴収すべき金額を分割して調定するなどにより、保護費から返還を求めることとなる。

しかし、都道府県又は市町村の長が、費用徴収を行う時点で、すでに不正受給により得た金銭を費消しているケースが多く、費用徴収の実効性が低いとの課題があったところである。

このため、今般の法改正により、保護費を支弁した都道府県又は市町村の長が、生活保護受給者に対して、徴収債権を有している場合には、その徴収金について、本人が申し出た場合において、生活の維持に支障がないことを前提に、福祉事務所が保護費との調整を可能としている。

(3) 徴収金に対する税の滞納処分の例による処分について

不実の申請その他不正な手段により保護を受けた者等があるときは、保護費を支弁した都道府県又は市町村の長は、法第 78 条の規定に基づき、その費用を、その者から徴収できるとされている。

しかし、当該者自らが徴収金の返還を行わなかった場合においても、地方公共団体の歳入は、法律で特に定めのない限り、強制徴収の方法を講ずることができないため、都道府県知事又は市町村の長は、一般債権と同様の保全手続に従って徴収を行うこととなり、事務負担が大きいとの指摘もある。

このため、今般の法改正により、都道府県又は市町村の長は、不正受給に係る徴収

金についても、国税の滞納処分の例により処分を行うことを可能としている。

(4) 不正受給の罰則の引き上げ及び徴収金の加算

不正受給は、制度に対する国民の信頼を揺るがす重大な問題であり、厳正な対応が必要である。

生活保護制度における不正受給は、平成 24 年度で約 4 万 2 千件、金額にして約 191 億円であり、近年増加傾向にある。これは、近年、生活保護受給者が増加している中で、福祉事務所において、課税調査による稼働収入の把握、年金調査による年金収入の把握等の強化・徹底が図られたことによるものと考えている。

一方、法第 85 条において、不実の申請その他不正な手段により保護を受けた者等に対する罰則として、3 年以下の懲役又は 30 万円以下の罰金と規定しているが、他法令の罰則を踏まえると、罰則による抑止力が十分ではないとの指摘がある。

また、不正受給が発覚した場合であっても、その不正に得た保護費に相当する額を返還するに過ぎず、法第 85 条等に定める罰則に関する告訴・告発等の措置をとらない限り、不正受給に対するペナルティが実質的に存在しないとの指摘もある。

このため、今般の法改正により、不正受給に対する罰金の上限額を 100 万円以下に上げるとともに、都道府県又は市町村の長は、不正受給に係る徴収金額に加え、不正受給を行った金額に 100 分の 40 を乗じた額以下の金額を上乗せし徴収できるとしている。

(5) 第三者求償権の創設について

保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われるとされているため、交通事故等を原因として、生活保護受給者が医療機関を受診する場合、本来であれば、損害保険会社等により医療費の支払いがなされるべきである。

しかし、生活保護受給者は、その治療に要する費用が損害保険会社等から支払いがなされるのか、医療扶助によって支給がなされるかは、実質的に差異がないため、損害保険会社等に請求を行わず、結果として医療扶助が適用されるケースがある。

また、福祉事務所は、医療扶助が適用された後に、生活保護受給者に対して保険金等が支払われた場合には、法第 63 条に基づく費用返還請求を行う必要があるが、示

談までに時間を要することや、一時金（仮渡金、内払金等）の支払いがあるなど、保険金等の振込時期や金額の把握が困難であることなどから、生活保護受給者が保険金等の受領を未申告のまま、費消してしまうといったケースもある。

このため、今般の法改正により、都道府県知事又は市町村の長は、保護を行うべき事由が第三者の行為によって生じた場合において、保護費を支弁したときは、その保護費の限度において、生活保護受給者が第三者に対して有する損害賠償の請求権を取得するなど第三者求償権を創設したところである。

今般、第三者行為求償事務の取扱要領及び第三者行為求償事務の手引について、それぞれ「生活保護制度における第三者行為求償事務について」（平成26年4月18日付け社援発0418第354号厚生労働省社会・援護局長通知）及び「生活保護制度における第三者行為求償事務の手引について」（平成26年4月18日付け社援保発0418第3号厚生労働省社会・援護局保護課長通知）を发出しているので、ご了承願いたい。

(6) 不正事案の告訴等について

近年、不正受給件数等は増加傾向にある一方、不正事案に係る告発件数については低調な状況にある。

このため、生活保護制度に関する国と地方の協議中間とりまとめ（平成23年12月12日）においても、「国は、不正事案の告発の目安となる基準の策定について検討する必要がある」とされたところである。

これを受け、不正事案に対して告訴等を検討する際の判断基準（目安）について、既に福祉事務所が独自に定めている具体的判断基準を参考にとりまとめ、「生活保護に関する不正事案への対応について」（平成26年4月1日付け社援保発0401第1号厚生労働省社会・援護局保護課長通知）を发出したので、ご了承いただくとともに、現場の警察と情報共有いただくなど、関係機関と連携し、不正事案に効果的に対応できるような体制を構築いただくようお願いしたい。

なお、当該基準はあくまで目安として示すものであり、実際に告訴等を行うか否かは、当該基準によって一律機械的ではなく、個別事案に応じて、構成要件該当性や悪質性等を踏まえて判断されるべきであることに留意されたい。

(7) 組織的運営管理の徹底による適正な保護の決定実施と不祥事の未然防止について

平成 25 年度、一部の実施機関において、職員による保護費の領得等の不正や事務懈怠などの事案が発生しているが、これらは生活保護行政に対する国民の信頼を根底から揺るがすものであり、誠に遺憾である。

職員による不正や事務懈怠が発生した実施機関の状況を見ると、日常の現業事務に係る審査や進行管理、牽制体制などの組織的運営管理体制に多くの課題が認められており、保護費の支給決定及び支給手続き、債権管理も含めた法第 63 条による返還金及び法第 78 条による徴収金の取扱い、遺留金品の取扱い、訪問調査活動の進行管理、ケース審査などについて、それぞれに組織的な手順や仕組み、職階ごとの役割などが明確になっておらず担当者任せになっていたり、本来果たすべき職階ごとの役割が機能していないなどの状況が認められるところである。

また、監査時に一部の実施機関において、現業員等の事務の範囲、保護金品の支給及び返還金の管理、現業員等の現金の取扱い手順、決裁権者等を明確にした事務処理規程等が整備されておらず、経理事務に係る不正事案の未然防止の観点から、現行の事務処理に脆弱性があることが認められたところである。

については、各福祉事務所においては、不正事案の未然防止の観点から、「現業員等による生活保護費の詐取等の不正防止等について（平成 21 年 3 月 9 日付け社援保発第 0309001 号厚生労働省社会・援護局保護課長通知）」を踏まえ、保護担当と経理担当の事務の分離や決裁権者等について規定どおり運用されているか、内部牽制が有効に機能しているかを改めて点検するとともに今後は、各福祉事務所において所長が責任をもって定期的に内部点検を実施するなどの取組をお願いする。

5 生活保護制度の適正な実施について

(1) 要保護者の適切な発見把握について

ア これまでも、「要保護者の把握のための関係部局・機関等との連絡・連携体制の強化について」（平成13年3月30日付け社援保発第27号厚生労働省社会・援護局保護課長通知）にて、地域の実情に応じ、水道・電気等の事業者等との連絡・連携体制について強化を図り、要保護者の把握、適正な保護の実施に努めるようお願いしているところである。

また、「要保護者の把握のための関係部局・機関等との連絡・連携体制の強化の徹底について」（平成22年10月1日付け社援保発1001第1号厚生労働省社会・援護局保護課長通知）にて、生活困窮から電気・ガス・水道料金等の滞納により、ライフラインが止められ、死亡に至るといった事態の発生を防ぐため、電気等の供給停止に際して、電気・ガス等の事業者等と福祉事務所が連携を強化し、必要な措置を講じていただくようお願いしたところである。

一部の自治体において、関係部局・機関（民生委員を含む）等との連絡・連携体制が十分に図られていない実態が見受けられるため、生活困窮者に関する情報を自治体の民生主管部（局）が適切に収集する観点から、改めて管内における電気・ガス等の事業者との連絡・連携体制の実態を把握した上で、「福祉部局との連携等に係る協力について」（平成14年4月23日付け資源エネルギー庁関係課長通知）に留意し事業者等と連携を強化されたい。

なお、その際は事業者や民生委員等から得られる生活困窮者の情報が着実に必要な支援につながるよう、自治体の民生主管部（局）にこうした情報を一元的に受け止める体制を構築されたい。こうした情報を得た民生主管部（局）は、事業者や民生委員等と連携の上、必要に応じて、生活困窮者に対する訪問、電話かけ等を行い、安否、健康状態の確認を行うなど適切な支援を実施されたい。

イ 安否確認等に当たっては、ケースワーカーによる訪問活動のほか、民生委員や地域包括支援センター、NPO法人等、地域の社会資源の活用についても検討すること。

ウ 生活の相談に福祉事務所に来所した方に対しては、生活困窮の状況を的確に把握の上、面接相談票等に記録し、福祉事務所内で情報を共有すること。

また、保護申請の意思のある方に対しては、生活保護制度の仕組みを十分に説明

の上、申請手続きへの援助指導を行うとともに、申請の意思について面接相談票等に記録すること。法律上認められた保護の申請権を侵害しないことはもとより、侵害していると疑われるような行為自体も現に慎むべきであることに留意願いたい。

なお、保護の申請に至らなかった方に対しても、関係機関と連携し、可能な限り必要なフォローアップをするよう努められたい。

(2) 訪問活動時における居住環境の確認について

多人数の居住実態がありながらオフィス等の用途に供している建築物と称して、建築基準法の防火関係規定違反等の疑いのある状況で使用されている物件が、複数の特定行政庁で確認されているところである。

福祉事務所においては、生活保護受給者に対する訪問活動等によって、生活実態の把握及び居住環境の確認に努めていただくとともに、建築部局等の関係部局と連携を密にし、実態の把握を進めていただくようお願いする。こうした取組の中で、生活保護受給者が違反建築物を利用している場合など住環境が著しく劣悪な状態であり、転居が適当であるケースがあれば、適切な居住場所への転居を促すなど必要な支援を的確に行っていただきたい。

(3) 無料低額宿泊施設等について

無料低額宿泊施設及び社会福祉各法に法的位置付けのない施設（以下「無料低額宿泊施設等」という。）については、一部の施設において不適切な事案が見受けられたことを踏まえ、「生活保護受給者が居住する社会福祉各法に法的位置付けのない施設及び社会福祉法第2条第3項に規定する生活困窮者のために無料又は低額な料金で宿泊所を利用させる事業を行う施設に関する留意事項について」（平成21年10月20日付け社援保発1020第1号厚生労働省社会・援護局保護課長通知）等により、

- ① 訪問調査の徹底や劣悪な住環境にある場合などの転居支援
- ② 消防署が行う防火安全体制の確認の協力
- ③ 未届施設に関する関係部局との連携
- ④ 生活保護費の本人への直接交付の徹底
- ⑤ 無料低額宿泊施設の収支状況の公開の徹底

を周知しているところであるが、無料低額宿泊施設等をめぐる問題、特にいわゆる「貧

困ビジネス」については、依然として後を絶たず、適正な運営が強く求められることから、上記に掲げる事項について、改めて徹底をお願いします。

また、日頃より、生活保護の担当部局と施設の担当部局は、必要な情報を随時交換するなど連携の強化に努め、例えば有料老人ホームに類似した施設であることが確認された場合は、都道府県等本庁の施設の担当部局へ情報提供をすることについて、配慮されたい。

なお、何らかの支援が必要な高齢者がこうした施設を利用している場合もあるが、現在、養護老人ホームにおいて、定員の空きがあるといった状況もあるため、生活保護の担当部局と高齢者福祉担当部局との連携を図り、転居支援を行う場合等において、養護老人ホームへの入居などについても検討するよう、併せてお願いします。

(4) 金融機関本店等に対する一括照会について

金融機関本店等に対する一括照会（以下「本店等一括照会」という。）については、要保護者及び生活保護受給者の増加という状況に鑑み、法第 29 条に基づく調査に限り、都市銀行、地方銀行、信託銀行、第二地方銀行協会加盟銀行、信用組合及び信用金庫等（以下「銀行等」という。）の協力を得て、効果的な手法である銀行等が指定する本店・本部・センター等（以下「本店等」という。）への一括照会を平成 24 年 12 月から実施しているところである。

従前各福祉事務所が複数の支店に別々に照会をしていたものが、本店等一括照会を行うことによって、各福祉事務所の事務負担の軽減につながるとともに、本店等一括照会の実施によって以前の方法では判明しなかったと考えられる口座が相当数発見されているなど、資産調査の効率的、効果的な実施に資しているものと考えている。

本店等一括照会の実施に当たっては、「金融機関本店等に対する一括照会の実施について」（平成 24 年 9 月 14 日付け社援保発 0914 第 1 号厚生労働省社会・援護局保護課長通知）及び「金融機関本店等に対する一括照会の実施について」（平成 24 年 9 月 14 日付け事務連絡）（以下「関係通知」という。）で定めるところにより実施することとし、また関係通知が徹底されていない事例及び指摘を踏まえて、「金融機関本店等に対する一括照会の留意事項について」（平成 25 年 9 月 30 日付け事務連絡）を発出しているところである。

しかしながら、関係団体より関係通知で定める実施方法等が徹底されていない事例

が散見されるとの指摘が引き続きされている。

このことは、迅速で正確な調査に支障を生じさせるほか、行政機関に対する信用を失わせかねないことから、本店等一括照会の実施について一層適正な処理にあたられるよう、当該業務の実務担当者に徹底するようお願いする。

(5) 住宅扶助費の代理納付の活用について

生活保護の住宅扶助費については、用途を限定された扶助費が家賃支払いに的確に充てられる必要があることから、保護の実施機関による代理納付を可能としているところである。代理納付という手法自体は、生活保護受給者、家主ともに事務負担の軽減につながるなどのメリットがあることから、家賃滞納をしていない者であっても代理納付をすることは可能としているところであるが、特に家賃等を滞納している者については、住宅扶助が家賃等の用途以外に消費され、結果として住居を失う可能性もあることから、積極的に活用されたい。

なお、共益費についても平成26年7月より代理納付を可能とすることとしており、関係通知を発出しているので留意されたい。

(6) 生活必需品等購入のための貸付金の取扱いについて

生活保護では、家具什器の購入は、経常的な生活費のやり繰りで賄うことを原則としており、このことから一時扶助（家具什器費）についても、保護開始時に持ち合わせがない場合など限定して支給することとしている。

また、貸付金の利用についても返還金の償還によって最低生活を下回る生活を強いることになることから、原則として認めていないところである。

しかしながら、予期しない家具什器の破損等によって手持金で対応することができず、健康管理や日常生活に著しい支障を来す場合も考えられることから、平成26年7月より、緊急に当該物品を購入する必要がある等真にやむを得ない事情がある場合に限って、生活福祉資金等の利用を認めることとしている。あわせて生活福祉資金等の償還方法として代理納付できることとしており、関係通知を発出しているので留意されたい。

なお、今般の通知改正により、冷暖房設備購入のための貸付金の償還について、保護費以外の収入から控除して認定する取扱いを廃止することとしたが、通知改正の施

行前に貸付を受けて現在償還中の世帯にあつては、当該償還に係る取扱いについては、なお従前の例によることとしたのでご了承願いたい。

(7) 会計検査院からの指摘について

生活保護の実施に関して、これまで会計検査院から改善措置要求がされた事案に応じて改善策を示した通知を发出し、必要な対応を行っていただいているところであるが、一部の福祉事務所において、通知の内容を認識していない等により十分な対応がされていない状況にあることが監査等により指摘されているところである。

そのため、次に掲げる取組を行うことを改めて職員に周知する等、適正な保護の実施に努められたい。

ア 年金加入状況等の把握及び「要保護世帯向け不動産担保型生活資金」の活用について

生活保護は、法第4条に基づき、その利用し得る資産、能力あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件としており、生活保護の実施に当たっては、年金などの社会保障施策等の活用が前提となっているが、平成22年に厚生年金の脱退手当金及び国民年金の任意加入制度が活用されていないとの指摘を受け、「年金制度及び不動産等の資産の活用の徹底等について」（平成23年3月31日付け社援保発0331第3号厚生労働省社会・援護局保護課長通知）により、年金加入状況について、年金事務所や市町村の国民年金担当課等と連携の上、必要に応じて法第29条に基づく調査を実施するとともに、通知に定める様式を参考に、組織的に管理するよう周知しているところであり、引き続き適正に実施されたい。

また同じ年に、要保護世帯向け不動産担保型生活資金（以下「リバースモーゲージ」という。）について制度の利用の検討を十分に行っていないなどの指摘を受け、上記通知において、生活保護受給者が所有する不動産等の資産の状況等の適時適切な把握と組織的管理を求めるとともに、必要に応じリバースモーゲージ制度の活用等を具体的に指導助言するよう周知しているところである。各自治体におかれては引き続きリバースモーゲージの活用を促進されたい。

イ 法第63条の適用及び法第78条に基づく費用返還決定額の算定について

平成23年に、返還金等の額の算定が適切に行われていないとの指摘を受け、「生活保護費の費用返還及び費用徴収決定の取扱いについて」（平成24年7月23日付

け社援保発 0723 第 1 号厚生労働省社会・援護局保護課長通知) により、法第 63 条及び法第 78 条の適用に当たっての判断基準を示すとともに、法第 63 条に基づく費用返還額から控除する額の認定に当たって保護の実施機関の判断を明確にするため参考様式を示しているところである。今後とも保護費の返還及び徴収について適正に実施されるようお願いする。

ウ 特別児童扶養手当等の収入認定及び就労支援（生業扶助の支給）について

平成 24 年には、被保護世帯の特別児童扶養手当等の申請又は受給について把握していたにもかかわらず、収入認定を行っていなかったもの等について指摘を受けたところである。この指摘については、「生活保護の生業扶助（技能修得費）の適正な給付等について」（平成 25 年 5 月 16 日付け社援保発 0516 第 5 号厚生労働省社会・援護局保護課長通知）を踏まえ、受給資格の有無を必要に応じて関係先に対して調査し、収入の認定を確実にを行うため、査察指導員による点検の徹底や、特別児童扶養手当等の担当部局と連携し、障害者手帳所持者に関する特別児童扶養手当等受給状況を確認すること等を徹底されたい。

また、同じ年に生業扶助（技能修得費）について、これを支給したのち、就労に結びついていないケースがあるなど効果が十分に現れていない事態について指摘を受けたところである。技能修得費は、生活保護受給者の就労に向けた活動が、より効果的に行われるよう有効に活用される必要がある。このため、上記通知を踏まえ、支給後において、技能修得の状況等を十分把握するとともに、自立活動確認書に基づき必要な支援を行う等により資格の取得やその後の就労等に、より結びつくものとなるよう努められたい。

エ 単身世帯の被保護者の死亡により保護を廃止する場合や葬祭扶助を行う場合に係る取扱いについて

平成 25 年には、死亡月の翌月以降の分の保護費について、返還の処理を行っていなかったり、返還の免除を決定したりしている事案や葬祭費用が葬祭扶助の基準額を超える葬祭に対して葬祭扶助を行っている事案等について指摘があったところである。これらの指摘については、「生活保護の葬祭扶助の適正な給付等について」

（平成 26 年 3 月 31 日付け社援保発 0331 第 2 号）を踏まえ、被保護者の死亡月の翌月以降に支給した保護費が、過払いであることは明らかであり、過払い分の返還について必要な措置を講じるとともに、葬祭扶助費の支給は、葬祭に要する費用が、

保護の基準額の範囲内である場合であって、死亡した被保護者の遺留金品を充当してもなお不足する費用がある場合に、支給する必要があること等について徹底されたい。

6 医療扶助の適正な実施について

(1) 生活保護等版レセプト管理システムを活用した取組の推進等について

ア 生活保護等版レセプト管理システムを活用した取組の推進

生活保護等版レセプト管理システム（以下「電子レセプトシステム」という。）は、受給者や医療機関別にレセプトの抽出が容易に行えるなど効率的・効果的なレセプト点検等が可能であるため、各福祉事務所において創意工夫し活用することにより、医療扶助の適正化に向けた取組に与するものである。

平成 24 年 10 月には、電子レセプトシステムの改修を行い、薬の過剰な多剤投与を受けている者や重複受診を行っている者など適正化の対象となり得る者を容易に抽出できるよう機能強化を行っている。これにより、不適切な受診行動が疑われる事例の把握が効率化され、受給者に対する指導等へ重点を置くことができるなど、受給者の適正受診に向けた取組を効果的に実施できるものと考えている。

実際に、福祉事務所からは、システム改修により速やかな適正受診指導及び早期の改善に結びついているといった適正受診指導への効果があがっているとの報告をいただいているところである。また、電子レセプトシステムを、後発医薬品へ切り替えた場合の差額通知書の作成や、先発医薬品の使用量に注目して後発医薬品に関する理解が十分でないと考えられる方に対して重点的に説明を行うなど後発医薬品の使用促進への取組に活用している事例もあると承知している。

また、平成 25 年 3 月には、請求に突出した特徴が見られる医療機関を容易に抽出できるよう更なる機能強化を行ったところであり、電子レセプトシステムにより抽出されたことをもって不適正ということにはならない点に留意が必要であるが、これにより不適切な請求等が疑われる医療機関を絞り込み、重点的に点検・指導等を実施していくことが可能になるものと考えている。

電子レセプトシステムは、これを積極的に活用することによって、様々な医療扶助の適正化に向けた効率的かつ効果的な取組に繋がるものであるため、国においても、マニュアルの改訂等を通じて支援していくこととするので、福祉事務所におかれても、積極的に電子レセプトシステムを活用し、医療扶助の適正化に向けた実効性のある取組を実施されたい。

イ 電子レセプトシステムの基本マスタ等の更新

電子レセプトシステムの保守管理については、各福祉事務所において、保守管理業者と契約を締結する等により、システム機器の管理や基本マスタの更新等を行っていただいているところであるが、昨年、システムの開発業者及び社会保険診療報酬支払基金より、各自治体において行う必要がある基本マスタやバージョンアッププログラムの更新が不十分なために、画像生成に不具合が生じている自治体があるとの報告があった。

「『生活保護等版レセプト管理システム』運用の手引き」（2015.9.2第6版）の2-①「基本マスタの更新」にあるように、基本マスタやプログラムの更新は、当該システムの使用のために必須であるため、適宜、システムへの取り込みを実施するようご留意いただきたい。

特に、平成26年度は診療報酬改定が行われているため、更新を行っていない場合は、至急対応願いたい。

(2) 後発医薬品の更なる使用促進について

後発医薬品の普及は、患者の負担軽減及び医療財政の改善に資することから、国全体でその使用促進に取り組んでいるところであり、生活保護制度の医療扶助においても、より一層の後発医薬品の使用促進を図ることが重要である。

ア 医師が後発医薬品の使用を認めている場合に、薬局で原則として後発医薬品を調剤する取組（運用）

生活保護における後発医薬品の使用促進については、「生活保護の医療扶助における後発医薬品に関する取扱いについて」（平成25年5月16日社援保発0516第1号厚生労働省社会・援護局保護課長通知）により、指定医療機関である薬局において一般名処方による処方せん又は銘柄名処方であって後発医薬品への変更を不可としていない処方せんを持参した受給者に対して、原則として後発医薬品を調剤する取組を行っていただいているところである。

各福祉事務所におかれては、生活保護における後発医薬品の使用促進について受給者及び医療関係者への周知徹底を丁寧に行うとともに理解・協力を得ながら、着実に取組を推進されるようお願いする。

イ 医師が後発医薬品の使用を認めている場合に、医療機関等が受給者に対して後発医薬品の使用を促していくことの法制化（改正法第 34 条第 3 項）

平成 26 年 1 月 1 日に施行された改正法第 34 条第 3 項は、上記アの取組を実効あらしめるものとすることも含め、後発医薬品の使用促進に当たっては、患者との信頼関係を基に個々の状況に応じて専門的な知見に基づいて医師や薬剤師が丁寧な説明を行い受給者の理解を促していくことが重要であることから、医師等が後発医薬品の使用を認めている場合には、医療機関も含めた関係機関が受給者に対して後発医薬品の使用を促すことを規定したものである。

また、既に周知したとおり、改正法第 34 条第 3 項の施行に併せて、指定医療機関医療担当規程及び生活保護法施行規則の改正を行い、平成 26 年 1 月 1 日より施行していることにご留意いただきたい。

（3）医療扶助における適正実施の徹底等について

生活保護の実施状況について、平成 26 年 3 月 19 日に会計検査院の随時報告が行われ、医療扶助については、厚生労働省に対し、以下の事項が所見として示されているところである。

- ① 被保護者である長期入院患者で精神及び行動の障害に分類される者等について、事業主体がその病状の把握や退院後の受入先の確保をより円滑かつ適切に行うことができることとなるよう介護、障害等に関する部門も含めた体制整備を図ることの必要性や、退院促進に係る指導の一層の充実及び他の施策との連携等について検討すること
- ② 高頻度入院者について、転院の要否の確認等の業務が適切に行われるよう事業主体を引き続き指導するとともに、指導を通じて高頻度入院者の実態の一層の把握に努めて、その対応方針について不断の検討を行っていくこと
- ③ 向精神薬等の重複処方について、重複処方の改善が見られない被保護者に対する事業主体の指導等が効果的に行われるような方策を検討すること
- ④ 頻回受診者について、事業主体における台帳整備や訪問指導等の充実を図らせるとともに、適正受診の更なる促進に努めること

また、長期入院患者の退院促進については、平成 22 年度決算検査報告においても、是正要求が示されているところである。

医療扶助を受給している者のうち自立に向けた支援や適正受診に係る助言指導が必要な者については、これまでも「医療扶助における長期入院患者の実態把握について」（昭和45年4月1日付け社保発第72号）などにより、具体的な対象者を把握し、主治医訪問等により患者の実態を踏まえた上で必要な対応を行っていただいているところであるが、一部の福祉事務所において十分な取組がされていない状況もみられるところである。前述（1）アのとおり、電子レセプトシステムを活用することにより、長期にわたり入院している者や、入退院を繰り返し行っている者、複数の医療機関から向精神薬を重複して処方されている者、受診日数が過度に多い等不適切な受診行動が疑われる者等の把握は容易にできることとしたところであり、受給者に対する適正受診の徹底や退院促進に向けた支援等について確実に実施するようお願いする。

また、向精神薬の重複処方に係る適正化や自立支援医療（人工透析療法）の優先適用に向けた福祉事務所の取組状況については、平成26年度も引き続き地方厚生局による確認を実施するので、ご了承ください。

（4）柔道整復師の施術に係る医療扶助の適正な給付について

柔道整復の施術の給付に係る医師の同意の取扱いについては、これまでも「生活保護法による医療扶助における施術の給付について」（平成13年12月13日付け社援保発第58号）等により周知徹底してきたところであるが、一部の福祉事務所において、施術を希望する者に対して、一律に、医療機関へ受診したうえでなければ施術を受けられない旨指導を行っている実態が見受けられるため、下記の取扱いについて、ケースワーカー等に対して、あらためて周知徹底を図るとともに、適切な取扱いがなされるよう指導をお願いする。

（医療扶助運営要領第3-7）

- ・ 柔道整復師が打撲又は捻挫の患部に手当をする場合は医師の同意は不要
- ・ 柔道整復師が脱臼又は骨折の患部に応急手当をする場合は医師の同意は不要

（「生活保護法による医療扶助運営要領に関する疑義について」問20の2）

問 柔道整復については、打撲又は捻挫の患部に手当する場合や脱臼又は骨折の患部に
応急手当をする場合は医師の同意は不要とされているが、医師の同意の必要性を判断
するため、被保護者に事前に指定医療機関を受診させることとしてよいか。

答 被保護者から柔道整復による施術の給付申請があった場合には、福祉事務所は、
施術の給付可否意見書に必要事項を記載の上、指定施術機関において給付可否意見

書の所用事項の記入を受けさせ、必要に応じて、医師の同意を求めるべきである。
設問の場合、指定施術機関での施術を希望する被保護者に対して、合理的理由なく、
事前に指定医療機関を受診するよう求めることは適当ではない。

また、平成 22 年度に会計検査院より、保険給付における柔道整復の療養費が十分な点検及び審査が行われていない事態があり、改善を図るべきとの指摘を受け、生活保護においても「柔道整復師の施術に係る医療扶助の適正な給付について」（平成 23 年 3 月 31 日付け社援保発 0331 第 7 号）により、一層適正な処理を行うよう通知しているところであるので、上記の事項と併せて当通知についてもあらためて周知徹底を図るようお願いする。

7 介護扶助の適正な実施について

(1) 「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律案」における生活保護法の改正

平成 26 年 2 月 12 日に国会へ提出された「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律案」においては、介護保険法を改正し、全国一律のサービス内容、基準、単価等の介護予防給付（訪問介護、通所介護）について、市町村が地域の事情に応じた取組ができるよう地域支援事業へ移行することとしている。

これに伴い、同法案において生活保護法についても、これらのサービスがこれまでと同様に介護扶助の対象となるよう、所要の改正を行うこととしているので、予めご了承ください。また、当該法改正に伴う運用の見直し内容等については、今後、詳細が決まり次第、周知していく予定である。

(2) 介護扶助の決定について

65 歳以上の生活保護受給者が福祉用具購入等の介護サービスを利用する場合には、その費用は、9 割が介護保険で賄われ、残りの 1 割は、生活保護の介護扶助により給付されることになっている。

介護扶助の決定について、一部の福祉事務所長において当該取扱いを誤る事例が発生しており、各福祉事務所においては、介護扶助の運用が適切に行われるようお願いする。

8 指定医療機関制度等の見直し等について

(1) 指定医療機関制度の見直し等について

多くの医療機関では適正な医療が行われている中で、生活保護制度に対する信頼を確保するためには、一部の不適切な医療機関については厳正に対処していく必要がある。

このため、健康保険の取扱等を参考に、指定医療機関等の指定及び指定取消の要件を明確化するなど改正法において、指定医療機関制度、指定助産機関制度及び指定施術機関制度の見直しを行っている。

既に、改正法及び生活保護法施行令、生活保護法施行規則及び医療扶助運営要領等を踏まえての指定医療機関等の指定事務に関する留意事項等について、「生活保護法による医療扶助運営要領について」の一部改正について（平成26年4月25日付け社援発0425第12号）等において示しているところであり、各福祉事務所において、7月1日の施行に向けて準備を進めていただいているところである。都道府県等は管内の指定医療機関等へ以下の内容を周知等行っているため、各福祉事務所においては、参考としてご了知願いたい。

<指定医療機関への主な周知内容>

- 指定医療機関制度等の見直し内容
 - ・ 指定要件及び指定取消要件が規定されたこと。
 - ・ 指定の有効期間が規定されたこと。
 - ・ 指定取消があった場合に、健康保険法と関連性を持たせて対応できるよう、健康保険で指定取消があった場合には生活保護の指定取消ができるよう規定し、生活保護で指定取消をした場合であって保険医療機関の指定取消要件に該当する疑いがあるときは、厚生労働大臣に通知することを規定したこと。
 - ・ 過去の不正事案にも対応できるよう指定医療機関の管理者であった者についても、立入検査等を行えることを規定したこと。
 - ・ 指定医療機関が偽りその他不正な手段により支払いを受けた場合に、返還させるべき額のほか、100分の40を乗じた額以下の金額を徴収できることを規定したこと。 等
- 改正法施行に係る経過措置の内容
 - ・ 現行法の指定を受けている指定医療機関は、施行日において改正法の指定があったものとみなされること。
 - ・ 施行日から1年以内に改正法による指定の申請をしなければ、その指定の効力を失うものとしていること。
 - ・ 改正法の指定を受けたものとみなされた指定医療機関の最初の指定の更新については、6年後までではなく、厚生労働省令で定める期間までに行うものとしていること。 等

<指定医療機関への指定申請書類の送付等>

- 申請書類の送付、申請状況の管理
 - ・ 管内の指定医療機関に対し、施行日から1年以内に改正法の指定申請が円滑に行われるよう必要な申請書又は誓約書等の様式を送付すること。
 - ・ 管内の指定医療機関からの当該申請の受理状況を管理し、必要に応じて、当該申請がなされていない指定医療機関に対して申請手続の進捗状況の確認等を行うこと。 等
- 指定の審査等
 - ・ 申請書又は誓約書等の記載内容について審査し、指定を行うことが適当と判断される場合には、改正法の施行の日付（平成26年7月1日）で指定を行ったことを通知すること。
 - ・ 併せて、厚生労働省令で定める期間（当該指定医療機関の健康保険法による指定の効力が失われる日）までに、更新の申請を行う必要があることを通知すること。 等

<指定助産機関及び指定施術機関への主な周知内容>

- 指定助産機関及び指定施術機関制度等の見直し内容
 - ・ 改正法による施術機関については、あん摩マッサージ指圧師及び柔道整復師に加え、はり師及びきゅう師についても、指定を受けるものとする。
 - ・ 指定要件及び指定取消要件が規定されたこと。
 - ・ 過去の不正事案にも対応できるよう指定助産機関又は指定施術機関であった者についても、立入検査等を行えることを規定したこと。
 - ・ 指定助産機関の又は指定施術機関が偽りその他不正な手段により支払いを受けた場合に、返還させるべき額のほか、100分の40を乗じた額以下の金額を徴収できることを規定したこと。 等
- 改正法施行に係る経過措置の内容
 - ・ 現行法の指定を受けている助産師、あん摩マッサージ指圧師及び柔道整復師は、施行日において改正法の指定があったものとみなされること。 等

<はり師及びきゅう師への指定申請書類の送付等>

- 申請書類の送付、申請状況の管理
 - ・ 「はり・きゅう師登録簿」に登録されている管内のはり師・きゅう師に対し、はり師・きゅう師に係る指定が円滑に行われるよう、必要な申請書又は誓約書等を送付すること。
 - ・ 管内のはり師・きゅう師に係る指定の状況について、常時、管理すること。
 - ・ 特に、当該施術を担当するはり師又はきゅう師が施行日において改正法の規定による指定を受けていない場合には、施行日前より継続して行われている施術（はり・きゅう）を行うことはできないので、当該施術が中断されることのないよう十分注意すること。
 - ・ このため、施行日前より継続して行われている施術を担当するはり師又はきゅう師に対しては、施行日より前に申請することを促し、必要に応じて、申請手続の進捗状況の確認等を行うこと。 等

(2) 指定医療機関への指導体制の強化等について

ア 指定医療機関への指導体制の強化について

指定医療機関に対する指導等の実施に当たっては、都道府県等が指定した医療機関等については、一義的には指定権者である都道府県等が行うべきものである。

今後その考え方は変わるものではないが、一部の不適切な指定医療機関に効率的・効果的に対処できるようにするため、改正法では、都道府県等が指定した医療機関への立入検査等について、受給者の利益を保護する緊急の必要があると厚生労働大臣が判断した場合には、都道府県等と密接な連携の下で、国による指導等も実施できるようにしている。

具体的な連携方法や指導検査体制等については、現在、都道府県等によって指導検査体制や指導方法等が相当程度異なる状況にあるため、現時点において一律定型化し示すことは困難と考えている。このため、個別指導について、厚生労働省において適宜福祉事務所から相談を受けつつ、当面の間は、連携して指導等を行う福祉事務所を限定して対応し、具体的な事例を積み重ねていくこととしている。指定医療機関への指導等については、都道府県等が行うものであるため、各福祉事務所においては、参考としてご了知願いたい。

イ 医療扶助運営要領の改正について

改正法では、一部の不適切な指定医療機関に対して厳正な対処を行うため下記の見直しも行っており、医療扶助運営要領について、「「生活保護法による医療扶助運営要領について」の一部改正について」（平成26年4月25日付け社援発0425第12号）により、所要の改正を行っているため、ご了知願いたい。

(ア) 法による指定医療機関又は健康保険法による保険医療機関のいずれかの指定が取り消された際に、両制度間で関連性を持たせて対応できるものとする。

- ・ 都道府県知事は、法による指定医療機関の指定を取り消した場合であって、保険医療機関の指定取消要件に該当すると疑うに足る事実があるときは、厚生労働大臣に通知しなければならないものとする。
- ・ 健康保険法による保険医療機関の指定が取り消された場合は、法の指定医療機関の指定を取り消すことができるものとする。

(イ) 過去の不正事案への対応

現行法では対象となっていない指定医療機関の開設者であった者等についても、立入検査等をできるものとする。

(ウ) 不正利得に対する徴収金

不正な手段により医療の給付に要する費用の支弁を受けた指定医療機関が

あるときは、都道府県知事又は市町村長は、当該指定医療機関から、その返還させるべき額のほか、100分の40を乗じて得た額以下の金額を徴収することができるものとする。

(3) 指定介護機関の見直しについて

改正法の施行に伴う指定介護機関の指定事務に係る留意事項等については、「「生活保護法による介護扶助の運営要領について」の一部改正について」（平成26年4月25日付け社援発0425第13号）等において示しているところである。指定介護機関の指定の取扱いについては、以下のとおりであるので、各福祉事務所においては、参考としてご了解願いたい。

ア 介護保険法の指定又は開設許可があつたときの指定介護機関の指定の取扱い

改正法において、指定介護機関の指定制度については、指定医療機関の指定と同様、指定要件の明確化等の見直しがされている。

指定介護機関の指定に当たっては、改正法第54条の2第1項の規定による法に基づく単独指定のほか、同条第2項の規定により、改正法の施行後に新たに介護保険法の指定又は開設許可があつた介護機関については、当該介護機関から別段の申出がない限り、法の指定があつたものとみなすものとしている。

このため、都道府県等本庁の生活保護担当部局は、都道府県又は市町村の介護保険担当部局において介護保険の指定又は開設許可を行った介護機関の情報を適宜把握する必要がある。

<改正法>

(介護機関の指定等)

第五十四条の二 厚生労働大臣は、国の開設した地域密着型介護老人福祉施設、介護老人福祉施設又は介護老人保健施設について、都道府県知事は、その他の地域密着型介護老人福祉施設、介護老人福祉施設若しくは介護老人保健施設、その事業として居宅介護を行う者若しくはその事業として居宅介護支援計画を作成する者、特定福祉用具販売事業者、その事業として介護予防を行う者若しくはその事業として介護予防支援計画を作成する者又は特定介護予防福祉用具販売事業者について、この法律による介護扶助のための居宅介護若しくは居宅介護支援計画の作成、福祉用具の給付、施設介護、介護予防若しくは介護予防支援計画の作成又は介護予防福祉用具の給付を担当させる機関を指定する。

2 介護機関について、別表第二の上欄に掲げる介護機関の種類に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる指定又は許可があつたときは、その介護機関は、その指定又は許可の時に前項の指定を受けたものとみなす。ただし、当該介護機関（地域密着型介護老人福祉施設及び介護老人福祉

施設を除く。)が、厚生労働省令で定めるところにより、あらかじめ、別段の申出をしたときは、この限りではない。

- 3 前項の規定により第一項の指定を受けたものとみなされた別表第二の上欄に掲げる介護機関に係る同項の指定は、当該介護機関が同表の下欄に掲げる場合に該当するときは、その効力を失う。
- 4 第四十九条の二(第二項第一号を除く。)の規定は、第一項の指定について、第五十条から前条までの規定は、同項の規定により指定を受けた介護機関(第二項本文の規定により第一項の指定を受けたものとみなされたものを含む。)について準用する。この場合において、第五十条及び第五十条の二中「指定医療機関」とあるのは「指定介護機関」と、第五十一条第一項中「指定医療機関」とあるのは「指定介護機関(地域密着型介護老人福祉施設及び介護老人福祉施設に係るものを除く。)」と、同条第二項、第五十二条第一項及び第五十三条第一項から第三項までの規定中「指定医療機関」とあるのは「指定介護機関」と、同項中「社会保険診療報酬支払基金法(昭和二十三年法律第二百二十九号)に定める審査委員会又は医療に関する審査機関で政令で定めるもの」とあるのは「介護保険法に定める介護給付費審査委員会」と、同条第四項中「指定医療機関」とあるのは「指定介護機関」と、「社会保険診療報酬支払基金又は厚生労働省令で定める者」とあるのは「国民健康保険団体連合会」と、前条第一項中「指定医療機関」とあるのは「指定介護機関」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

イ 既存の指定介護機関に係る施行日以降の指定の取扱い

改正法附則第6条において、現行法の規定による指定を受けている指定介護機関は、施行日において改正法の規定による指定を受けたものとみなされるものとして

いる。

ただし、当該指定介護機関は、改正法第54条の2第2項の規定による指定(みなし指定)を受けたものではないため、当該指定介護機関が介護保険法の規定による指定の取消し等があった場合であっても、法による指定の取消し等を行わなければ指定の効力は失われないものである。

<生活保護法の一部を改正する法律(附則)>

(指定介護機関に関する経過措置)

第六条 この法律の施行の際現に旧法第五十四条の二第一項(旧道州制特区法第十二条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の指定を受けている介護機関は、施行日に、平成二十六年改正後生活保護法第五十四条の二第一項(新道州制特区法第十二条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の指定を受けたものとみなす。

- 2 前項の規定により平成二十六年改正後生活保護法第五十四条の二第一項の指定を受けたものとみなされた平成二十六年改正後生活保護法別表第二の上欄に掲げる介護機関であって、旧法第五十四条の二第二項の規定の適用を受けたものについては、平成二十六年改正後生活保護法第五十四条の二第二項の規定の適用を受けたものとみなして、同条第三項の規定を適用する。

9 その他

(1) 生活扶助基準の見直しに伴う他制度への影響について

平成 25 年 8 月より実施している生活保護基準の見直しについては、これに伴い、他制度に影響が生じうる可能性が指摘されていることから、政府ではできる限り影響が及ばないようにするため、平成 25 年 2 月 5 日に、全閣僚で対応方針を確認していたところである。

この対応方針を踏まえ、これまで、平成 25 年度政府予算成立時点及び政府において、平成 26 年度予算の概算要求が取りまとめられた時点において、それぞれ厚生労働事務次官通知を発出し、政府の対応方針についてお示しするとともに、その趣旨をご理解いただいた上で、各福祉事務所において適切にご判断・ご対応いただくよう、依頼を行ってきたところである。

今般、改めて厚生労働事務次官通知(平成 26 年 4 月 15 日付け厚生労働省発社援 0415 第 1 号厚生労働事務次官通知)を発出し、同趣旨の依頼を行ったところであるので、各福祉事務所におかれても、政府の対応方針の趣旨をご理解いただいた上で、適切にご判断・ご対応いただくよう、引き続きよろしくお願いしたい。

(2) セーフティネット支援対策等事業費補助金について

ア 平成 26 年度予算について

セーフティネット支援対策等事業費補助金(以下「補助金」という。)については、平成 25 年度補正予算における「緊急雇用創出事業臨時特例基金(住まい対策拡充等支援事業分)」(以下「基金」という。)への積み増しや、補助金から基金への事業の移行(生活困窮者自立促進支援モデル事業、自立支援プログラム策定実施推進事業等)を勘案し、平成 26 年度予算において 150 億円を計上したところである。

イ 平成 26 年度の国庫補助協議等について

平成 25 年 12 月に各自治体から報告いただいた補助金の所要見込額を見ると、予算額を大幅に上回っていることから、補助金の執行に当たっては、平成 25 年度同様、各都道府県のご理解をいただいた上で、基金を活用した一体的な実施も視野に入るとともに、真に必要な人件費等の経費を国庫補助の対象とするため協議方針をお示しし、事前協議を行っていただいているものである。

また、事前協議に当たっては、各自治体における地域の実情を踏まえつつ、各事業の必要性や効果等を踏まえ、事業の見直しや優先順位を付ける等、十分な精査や再検討を行い真に必要な経費のみ見込んでいただくようお願いしたところである。

現在、各自治体からご提出いただいた事前協議の内容を精査中であるが、本事業は、限られた予算の範囲内で交付する（※）予算補助事業であることから、協議方針に基づき、真に必要な経費に限って補助するよう調整を行うのでご理解、ご協力をお願いする。

今後、厳しい財政状況の中、本事業が限られた予算の範囲内で効果的・効率的な執行が行われるよう、執行状況等の調査を適宜行うので、あわせて協力をお願いする。

（※）セーフティネット支援対策等事業費補助金交付要綱（平成 19 年 7 月 24 日厚生労働事務次官通知）
セーフティネット支援対策等事業費補助金については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する律施行令（昭和 30 年政令第 255 号）及び厚生労働省所管補助金等交付規則（平成 12 年厚生省、労働省令第 6 号）規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

ウ 本補助金の今後の方向性

平成 27 年度に向けては、国家の喫緊の課題である財政健全化に向けての予算の抜本的な見直しが進む等、財政的に極めて厳しい状況下のもと、

- ・ 平成 27 年 4 月より「生活困窮者自立支援法」の施行に伴う必要な国庫負担金や補助金等の財源の確保
- ・ 基金が平成 26 年度末で終了（予定）するため、基金で実施している事業を改めて補助金事業として整理する必要があること

等の課題がある。

このため、現在、補助金で実施している事業についても、その必要性や効果、国、市町村、都道府県、指定都市の役割等を再検討し、抜本的な整理統合を行うなど新たな補助金体系への見直しを図る必要があると考えている。

このような状況を国及び各自治体で共通認識としながら、今後の施策が円滑に実施されるよう、国として最大限努力していくので、各福祉事務所長においても、その旨ご理解の上、ご協力願いたい。

(3) 平成 26 年度生活保護関係調査の実施について

平成 26 年度の生活保護関係調査については、一覧のとおりである。引き続き、ご協力をお願いする。

平成 26 年度生活保護関係調査一覧

調査の名称	調査の対象		対象選定の 方法	調査の 周期及び 時期	調査票等の 提出期限
	地域的範囲	属性的範囲			
被保護者調査 【年次調査】 基礎調査・個別調査 【月次調査】	全 国	被保護世帯 約160万世帯	全 数	年次調査 毎 年 7 月31日現在 月次調査 毎 月	年次調査 毎年 9 月10日 月次調査 翌月20日
医療扶助実態調査	全 国	医療扶助受給者	6月基金審査分 診療報酬明細 書及び調剤報 酬明細書	毎 年 7 月	毎年 8 月中旬
社会保障生計調査	9 ブロック 14 都道府県 4 指定都市 9 中核市 (注)	被保護世帯 約1,110世帯	抽 出	年 度 4 月から翌年 3 月まで	翌月末日

(注) 調査対象自治体は、北海道及び東京都を除き、原則として2年毎に調査地域を交代することとしている。
 ※ これ以外に、生活保護費経理状況報告、生活保護費国庫負担金にかかる事業実績報告等経理関係データ及び各種特別調査が生活保護行政に広く活用されている。

(4) 生活保護受給世帯の居住実態等の把握について

現在、社会保障審議会生活保護基準部会において、住宅扶助の基準額に対しての議論を行っているところであるが、住宅扶助の議論を行うに当たっては、生活保護受給世帯の住宅や居住環境等の実態について把握する必要があることから、平成 26 年度中に生活保護受給世帯の居住実態に関しての調査を実施したいと考えている。

調査内容及びスケジュール等の詳細については現在検討しているところであるが、各自治体及び管内福祉事務所に極力負担のない形で実施したいと考えているので、その際はご協力をお願いしたい。

